



よいた

町だより 町長川上文平

No.103

1月号

昭和50年1月10日 ■発行／与板町 (代表者与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



ことしは うさぎ年

卯は、十二支の第四位、方向では真東、一日の時間では午前六時前後、季節でいえば春三月弥生です。これは、万物が生い茂るといふときで、若芽が出はじめたころです。また一日のはじまりに太陽の光がさしはじめるころです。うさぎは、ちようど山の端から顔を出した朝日のように、柔らかいムードをもっているのです。ことしはどんなことが生れるのかな。



「赤い羽根」共同募金
目標額を達成
(目標達成率一一七%)

毎年実施しております「赤い羽根」共同募金は、町民各位のご協力により、四十九年度も目標額を上回る好成績で完了させていただきました。皆様のご高配に御礼申し上げます。御礼申し上げます。募金額は次の通りでした。◎町内戸別募金額

保健衛生だより

1月17日(金)	13時30分~14時30分	母子センター
種痘		
対象者	S.48. 1. 1 ~ S.48. 5. 31迄出生児	
2月5日(水)	13時30分から14時30分	母子センター
妊婦検診		
2月12日(水)	13時30分から15時	母子センター
乳児検診		
2月17日(月)	13時30分から15時	母子センター
一般健康相談		

◎学校募金額(小中高校)	三九八、三二〇円
◎大口募金額	二六、六八六円
吉岡八十七殿	
大橋 信次殿	
斎藤惣一郎殿	
吉野 慎一殿	
森 均殿	
高橋 諭殿	
与板金属株式会社殿	六〇、〇〇〇円
八子 藤作殿	二、五〇〇円
ママセンター殿	二、〇〇〇円
与板町保護司会殿	二、〇〇〇円
◎その他募金額	五〇、〇〇〇円
パッチ募金額	一六、六〇〇円

飲酒運転氏名公表欄

11月11日から12月25日まで
与板警察署管内検挙者 5名
与板町はありませんでした。
『飲んだら乗るな 乗るなら飲むな』

※募金総額 五五八、一〇六円

住民福祉のために...と
町社会福祉協議会へ
先般、次の方々から「住民福祉に役立てて下さい」と寄付金をいただきました。町社会福祉協議会では、篤志者の意に報いるよう住民福祉の高揚に使用させていただきます。ご高意に厚く御礼申し上げます。

大谷 文雄殿	
萩野権太郎殿	
高橋 元吉殿	
藤山 重雄殿	
丸山幸一郎殿	
安達 哲雄殿	
田中 董殿	
石黒 武夫殿	
原 義一殿	
藤沢三三郎殿	
川野 政吉殿	
立正佼成会壮年部殿	
二十歳(成人)と国民年金!	
二十歳になると、その日から成人としての権利が与えられ、また義務が課せられます。国民年金に加入することその義務のひとつです。若い人にとって、老後ははるかに遠い先のことでしよう。しかし、家庭には両	

親やおとしよりがおられるでしょうか。これらの人の老後の生活や扶養の問題を考えれば、若い人にも年金を身近なものとして理解していただければいいと思います。会社や官庁などに勤め、厚生年金などの被用者年金制度に加入している人や、その制度から年金をうけることのできる人、これらの人の配偶者、昼間部の学生を除いた二十歳から五十九歳までの人は、必ずこの国民年金に加入しなければなりません。権利と義務をしっかりと身につけ、立派なおとなになりましょう。

わたしをかわいがって下さい

中町の久保誠商店前に新しい「公衆電話」がつけられました。先月号のんでんコーナーでも御紹介しましたが、いままでの公衆電話とは全く異なった、見た目にもスッキリしたスタイルで登場しました。末永くかわいがり、ぜひご利用ください。

人口の動き

12月31日現在
()は11月末との比較

人口	7,828人 (-8人)		
男	3,806人 (+1人)		
女	4,022人 (-9人)		
世帯	1,784 (±0)		
出生	12人	死亡	10人
転入	12人	転出	22人

- ### おもな内容は
- 町長あいさつ.....2
 - 新しい民生委員さんは.....2
 - 議会議長あいさつ.....3
 - もうすぐ一年生.....3
 - 旬石黒産業が優良申告 法人に.....4
 - 保育園の入所申込みは.....4
 - 火災予防の標語・作文 入選者発表.....5
 - 心配ごと相談所とは.....5
 - お知らせ.....6
 - 保健衛生だより.....6



年頭のあいさつ

与板町長 川上文平

明けましておめでとうございませう。
皆様、それぞれ健康で新しい年を迎えられましたことをお慶び申し上げます。昨年は寅年だということ、動物の虎に因んで色々な期待をかけて出発いたしました。



しかし現実はずしも期待通りには運ばず、例えば年間無火災を目標にして平素から消防関係者が非常な努力を重ねられたにも拘らず、数件の火災発生を記録したばかりではなく特に夢

想だにできなかった、旧小学校校舎の焼失という災禍に見舞われました。このことは省みて誠に遺憾に存じます。しかしながら、反面昭和四十九年という年は、町民各位の御協力と議会の積極的な御鞭撻並に国、県御当局の理解ある御指導、御援助によって、画期的な年にさせて頂いたということができました。

即ち、継続工事中であった小学校校舎が完工して、明治二十八年以来七十七年という長い間の学校所在地だった馬場丁に別れを告げて東与板へ移り、創立百一年の歩みを始めた年となり地域住民終極の場である斎場も無憂苑と命名されて、清浄な聖域となるべく、その第一歩を踏み出した年ともなりました。更に水田経営の近代化に必須の要件である圃場整備事業が県営で着工された年ともなり、永い間当町を二分していた黒川の線を整え、堤防を取除いて大字与板と大字東与板の一体関係を一層深めようとする工事が、公共事業で始められた年ともなりました。

又、私共の先輩である老人の皆様から気軽に利用して頂く為の憩の家の運営も遅まきながら始まった年ともなり、長い間、気に懸つていた役場庁舎も、近くその工事が完了して、新庁舎へ引越す年度ともなった訳であります。

新任民生委員が厚生大臣から委嘱されました

- 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、保護指導に当り、社会福祉の増進に努めることを目的とされております。
- 最近の社会経済の変動や地域環境の変化に伴ない、私達のまわりには複雑な問題が多くあり、これらの問題に対し皆さんの相談相手となつて下さいます。
- 生活の問題や、家族関係やお持ちの方は地区担当の民生委員さんにお気軽に相談下さい。
- このたび任期満了により新たに厚生大臣から、次の方々が委嘱されました。
- | | |
|-------|-----------------|
| 真島 謹一 | 柳ノ町・堤下 |
| 前波 純一 | 横町・蔵小路 |
| 田村寿一郎 | 上町・安永・舟戸 |
| 久住 良三 | 中町・中川岸 |
| 三菊 トシ | 馬場丁 |
| 板垣 勝介 | 堂前中島町・水道町・五軒町 |
| 中島 勝二 | 南新町・北新町 |
| 山田 晃 | 下横町・稲荷町・原・下丁 |
| 石黒 テイ | 泉丁・長丁 |
| 丸山 政雄 | 本与板(兜巾堂・本村) |
| 三浦 峰 | 本与板(塩之入・滝谷・当之浦) |
| 竹内 蓮野 | 馬越・岩方 |
| 内藤 イミ | 中田・吉津・広野 |
| | 南中・萬都 |



新春をむかえて

与板町議会議長 蕪沢一二三郎

新年明けましておめでとうございます。
昭和五十年の新春を町民の皆様と共に迎えることが出来ましたこと、心からお慶び申し上げます。旧年中に賜りました御厚情に対して心から御礼を申し上げます。

1975

一つには、与板小学校の完成であります。二つには、老人憩の家の建設、又役場庁舎改造工事の着手、農土一体となつて推進されます県営圃場整備事業の着手、広域事業で行われました無憂苑斎場組合の完成等でございます。又、町民等しく待ち望んでおりました黒川の河川整備事業の着手並びに高速道路網の整備と関連して、益々重要路線となりました国道与板北野線、塩の入入道改良工事調査の着手等がございます。

期待される五十年は、国においては総需要の抑制による経済の引締めが継続される状況下であります。私達議会人としては八千町民の代弁者として、議権の確立の上に立ち、残された公共事業の促進、生活環境の整備、特に皆さんから強い要望のありましたガス事業の一日も早い着手、又社会福祉の充実等について日夜邁進を致す覚悟でございます。旧に倍して御理解と御支援を賜りますようお願い致します。

また、私共の先輩である老人の皆様から気軽に利用して頂く為の憩の家の運営も遅まきながら始まった年ともなり、長い間、気に懸つていた役場庁舎も、近くその工事が完了して、新庁舎へ引越す年度ともなった訳であります。

また、私共の先輩である老人の皆様から気軽に利用して頂く為の憩の家の運営も遅まきながら始まった年ともなり、長い間、気に懸つていた役場庁舎も、近くその工事が完了して、新庁舎へ引越す年度ともなった訳であります。

冬の道 スリップに注意

ドライバートにとって一番危険な季節がやってきました。ふぶきの中を走ったり、路面が凍りついて思うように走れなかつたり、突然のスリップに冷汗を流したり……いずれも一歩誤れば事故に繋がります。危険性を秘めているのが実情です。車を運転するときには、このことをわきままえ、次のことに注意して交通事故を防ぎましょう。

●天候や路面に応じた安全速度で走ろう。

●雪が降つていたり、積もつている道路では、次のような現象が起り、この適応を誤ると惨事を招くこととなります。

- 路面がすべりやすくなる。
- 見とおしが悪くなる。
- 雪の壁などで走行部分が限定される。
- 路肩のみきわめが困難になる。

●車間距離を多くとろう

●雪道や凍った道路ではスリップしやすい。

●停止距離が長くなることを忘れてはなりません

「あせつてる 今があなた 赤信号」



新しい学校がまっています

もうすぐ一年生 お父さん・お母さんへ

- 昭和三十九年の新春を迎え就学のお子さまのいるご家庭では、入学の話題も多くなることでしょう。
- 準備についていろいろお話をきいていられることですので、一、二を申し添えさせていただきます。
- 1 体の準備です。虫歯、耳鼻、眼科、内科疾患等は医師の指示により治療しておくことです。
 - 2 持物は華美にならないように。じょうぶなもので軽く動作が活発になるよう心がけましょう。
 - 3 学習用具は、入学当初の指導の必要から、学校の話があるまでいそがないでください。こんな時期ですから身のまわりのものを大切に使うことや、整理整頓することはこまめにやらせたいものです。
 - 4 生活のしつけは、きびしく身につけさせることです。顔を洗う、うがいをする、歯をみがく、返事をするなど日常生活の基本を毎日くりかえさせることです。今日は寒いからとか、いそがしいからとか、いうことで、いじ加減にしますと、生活が乱れてもしくなくともいいのだという気持ちになつてがんばりとか、がんばりとか、勇気や努力などの宝物まで失ってしまうことにならないのです。
- もう一度、子どもの身辺を見返して、どうすることがよい子を育てることに繋がると考えてみましょう。
- なんなりとご相談ください。もうすぐ一年生です。希望に胸をふくらませ、明るく元気で入学される日を心待ちに致しております。

与板小学校長 当銀敏雄

栄えある優良申告法人に

去る十一月十五日有限会社石黒産業(代表取締役石黒健治氏)は、長岡税務署長から優良申告法人として表敬状を受けられました。



この制度の趣旨は、国・県・市町村の財政の重要性を認識し、申告納税制度をよく理解して、永年にわたり正確な記帳と経理によって常に正しい決算や申告と納税を行い、事業の発展に努めてきた優良な会社に対して税務署長が感謝の意をこめ表敬するものです。

また個人の納税者の方々にも同じ趣旨で「優良青色申告者」として、税務署長が表敬を行っていただきますが、表敬を受けられた方が少なく、長岡税務署管内の個人青色申告者数約六千人のうち、表敬を受けられた方は二十人にみえないそうです。

また個人の納税者の方々にも同じ趣旨で「優良青色申告者」として、税務署長が表敬を行っていただきますが、表敬を受けられた方が少なく、長岡税務署管内の個人青色申告者数約六千人のうち、表敬を受けられた方は二十人にみえないそうです。

す。残念ながら与板町では一人もいません。ご存知のとおり国・県・市町村では、それぞれわたしたち住民の幸福と繁栄のために幅広い活動を行っています。

身近な例をとってみても道路、住宅など生活環境施設、学校など教育施設、国民年金、老人医療、生活保護対策などいろいろな福祉事業をも行っています。

これらの経費は全部税金でまかなわれているわけですから、税金はわたしたちが生活の向上と安定を願うかぎり、どうしても負担しなければならぬ社会共通の経費です。

もう一度、で納税の重要性を再認識していただき税法を理解し、わたくしたちが自らの所得や税金を正しく計算し、納税して心豊かな安定した生活ができる社会づくりにご協力くださるようお願いいたします。



昭和五十年年度の与板保育園並びに本与板保育園への入所申請書を次の要領で受理します。

よいこの保育園入所申請は!

昭和五十年年度の与板保育園並びに本与板保育園への入所申請書を次の要領で受理します。

③場所 消防本部二階 ※おねがい 年々「私立保育園」への入所希望数が増加しておりますが、昭和五十年年度からは、「私立保育園」の定員外の入所は認められなくなりました。



雪のシーズンです。電話線を大切に!! 毎年冬になると電話の故障が増えます。

雪おろしの際は、電話線を切らぬよう、いためないうちにお気を付けてください。

電話移転工事の お早めに!! お店や家屋の増改築、模様替えのときは、電気水道のほか電話線もお忘れなく.....

“てまり荘”誕生に想う

老人憩いの家は時代の要請であり、その実現を念願していただこうとあるが、タイムラグも良く旧保健所跡を改造していただいたこと

二日の竣工式に末席を汚すに当り、その念願達成を目前に眺め有難さ、嬉しさのあまり恥ずかしさも顧みず、つい腰折れの四句が飛び出たほどの感激でした。

私たちは、この感激を決して忘れず、いつでも誰でも気軽に寄せていただき、ルールとマナーを守りながら心ゆくまで湯舟に浸れば、そぞろ自慢のノドが鳴るかも、同志と室のコタツで語り合っている内に、自然とより以上の相互の信頼度や敬愛の念が増し、一層社会

性目醒め、したがって、豊かな人間性が知らず知らずのうちに築かれ幸せな境地在り、また、そう心掛けたいものであります。

与板町連合老人福寿会 会長 佐藤 益次

確認が 火災を防ぐ第一歩

与板町消防本部、消防団では、秋期火災予防週間中に、火災予防にちなむ標語と作文を募集しましたが児童・生徒の部では大変多くの応募作品があり、審査、整理に於いてご舞いをしました。

- 標語 (小学校の部) 一位 五年 大矢 幸男 二位 四年 鈴木 徹久 三位 五年 西村 望さん 佳作 五年 室橋 利明くん 四年 板垣 昌子さん

- 作文 (小学校の部) 一位 一年 小林 浩人くん 二位 一年 風間 智春さん 三位 二年 千羽 貴子さん 佳作 二年 山村 照子さん 一年 河野 千昭さん 一年 丸山 厚子さん ※一般の部については、該当者はありませんでした。

火の始末 注意の二字を安心だ

困った事だけではない、とある地域では結婚相談も預っています。これには、区域的に広く隣接市町村にも連絡し合うことと、多数の方から気軽に沢山の申し入れが望ましい事で、適令期になったら希望や理想と共に登録をする位の心根がほしいものですが、そうできれば自然とまるまるとあろうかと思われま。

私の家ではとても火の元に注意しています。どんなことかという、たとえば私が家に帰ると、ハムなどが焼き終わった時、ガスの元栓を閉め忘れた時、ガスが元栓を閉め忘れた時、あつというまに火事になってしまふよ。と、たびたび云われるのです。

その火事の恐ろしさを知ったのは与板小学校が燃えた時でした。 小学校は私の家の裏のす

お母さんも寝る前に何度も見廻りをし、絶対にだいたいようぶだなどと思つたら寝るそうです。おばさんも出かける時には何べんも見廻りをしておかけようです。



心配ごと相談所とは

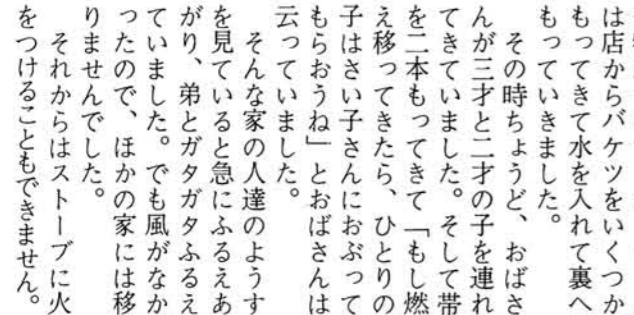
明けましてお目出度うございます。 今回は、朗らかなお話を申し上げ相談室を明るい雰囲気にお困りの事を始め幅広い御相談相手になって、少しでも皆さんのお役に立ちたいと相談員一同思いを新たにしてお待ち申しております。

出来れば幸いと思えます。如何でしょうか、皆様方の御意見を賜わり度く存じます。 相談に当っては、理解と信頼で隔意なき懇談を旨とし、来所者に勇気を与えるようにつとめ、皆さんのパインの役目を果し、お役に立ちたいと思っております。

相談日は 毎月十日、二十日 午後一時～午後三時迄 役場分室で行います。

お姉さんも去年、自分の部屋にストロープをつけてくれと頼みましたが、家の人は心配してダメだといわれましたが、絶対に火事は起こさないと約束したので買ってもらいました。毎日お姉さんに注意しています。

お姉さんも去年、自分の部屋にストロープをつけてくれと頼みましたが、家の人は心配してダメだといわれましたが、絶対に火事は起こさないと約束したので買ってもらいました。毎日お姉さんに注意しています。



中学校の小林浩人くんの作文は来月号で紹介いたします。

民有林の開発に許可制

土地利用の適正化を図る

著しい

周辺環境の悪化

森林法の改正に伴い、昭和四十九年十月三十一日から民有林の開発にあたっては事前に県知事の許可を受けなければならないことになりました。

森林はゴルフ場、スキー場、工場、土・砂利採取などの用地として、地価が安く、広範囲に利用できることから、森林内では数多くの開発が行われており、これらが土砂の流出、崩壊、地域社会の水の枯渇など、周辺環境破壊をもたらしています。

森林の機能・保全を

目的として

このような事態に対処して、森林のもつ公益的機能・経済的機能の両面から、森林内の土地の適正な利用をはかることとし、そのための規制措置として、国・県市町村以外の企業者が森林を開発する場合において、

知事の許可制を採用したものです。

一定規模以上の
民有林開発を規制

許可の対象となる開発行為等は、保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除いた「地域森林計画」の対象と樹根の採掘、開墾その他土

地の形質を変更する行為でその開発面積が一ヘクタールを超える規模（道路の場合は、新設または改築後の幅員が三メートルを超え、面積が一ヘクタールを超える規模）のものであります。

森林機能・環境を
損う開発は不許可

なお、次に該当する開発行為は許可されません。
★ 開発行為により周辺の

地域において、土砂の流出または、崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるとき。
★ 水の確保に著しい支障をおよぼすおそれがあるとき。

★ 周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるとき。
★ 災害防止、水源のかん養、環境保全の三つの森林機能を総合判断するにあたり、森林の保続培養および森林生産力の増進に支障が

土地所有者の
同意が必要

許可申請にあたっては、開発しようとする区域の土地所有者三分の二以上の同意を得て林地開発許可申請書を所轄の林業事務所へ提出して下さい。（当町の場合は長岡林業事務所）

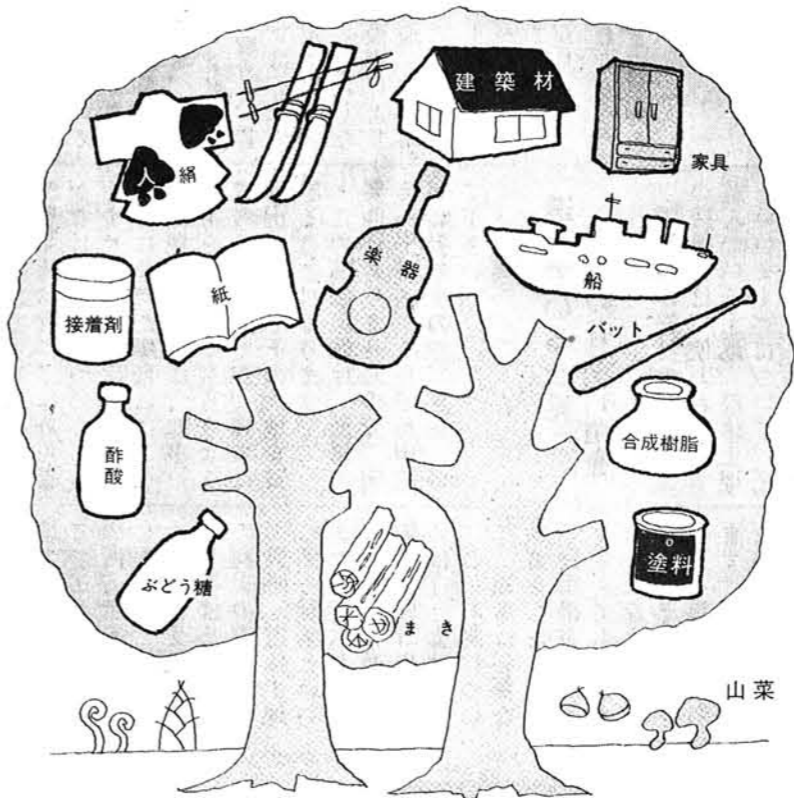
おわりに

国土利用計画法、森林法の改正によって、土地利用対策は、より一層の前進をみることにあります。

これを柱にして、いろいろの対策を公共の福祉の増進という立場からより広くおし進め、わたしたちを守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境と、わたしたちが生きていくために必要な産業の基盤を築き、豊かな暮らしのできる農山漁村と都市を創り出していくことを目指しています。

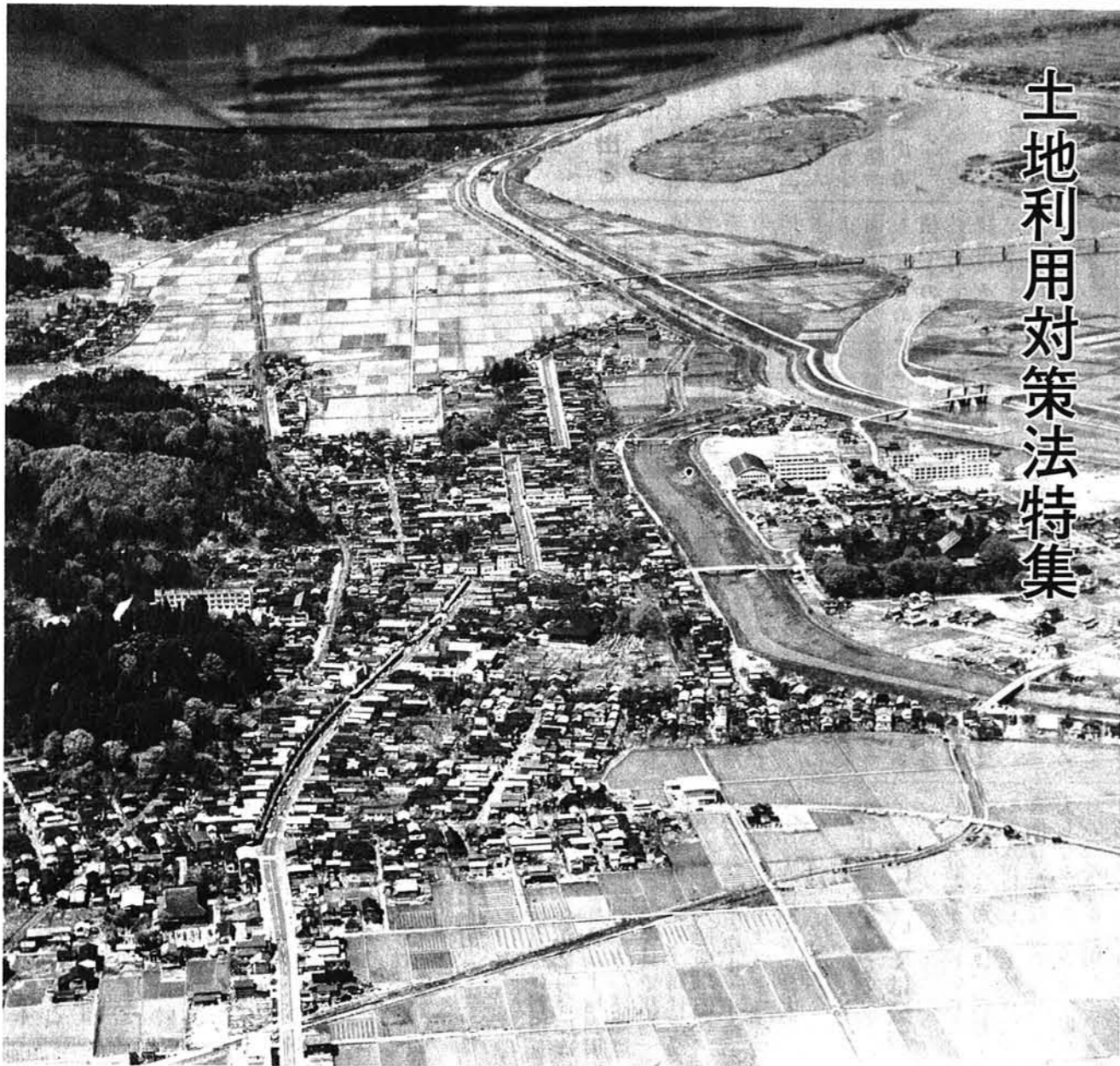
このため、土地をもうけるために売買すること、また、自分の都合だけで、土地利用をすること、環境破

生活と 森林からの生産物



とじて保存して下さい

土地利用対策法特集



国土利用計画法の三本の柱

国土利用計画法は、国土を総合的、計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、次の三つの柱からなっています。

① 土地利用に関する計画の策定

★ 国土の計画的利用をはかるため、そのもとになる国土利用計画法を定めること。

★ 国土利用計画に基づいて、正しく望ましい土地利用を進めるものとなる土地利用基本計画を定めること。

② 土地の取り引きを規制
地価の値上がり防止と正しく望ましい土地利用をはかるため、一定条件のもとに土地の取り引きを規制すること。

③ 遊休土地の有効利用
遊んでいる土地を公共の福祉優先の立場から積極的に活用するための手続きを定めたこと。

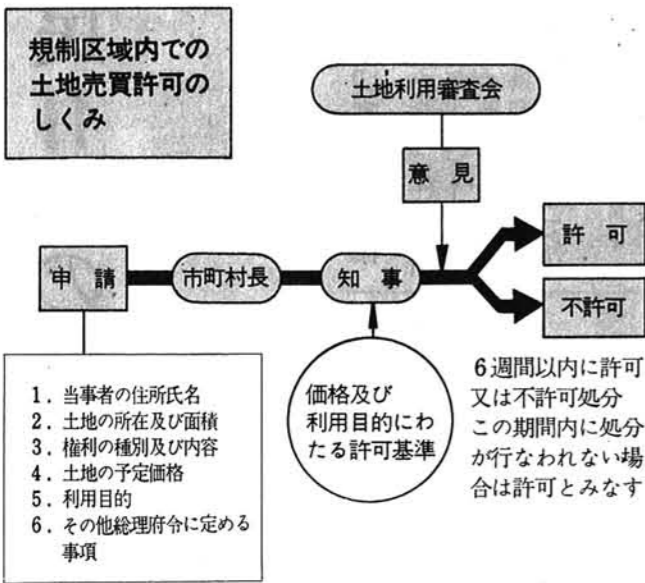


やいた

町だより 町長川上平吉

特集号

昭和50年1月10日 ■発行/与板町 (代表者/与板町長川上平吉) ■編集 与板町企画調整室



土地の取り引きに許可制も

将来の値上がりを期待して土地の取り引きが盛んに行われると、地価の値上がりが激しくなるとか、またそのおそれがあるような地域について、知事は土地を取り引きに許可が必要となる区域（規制区域といいますが）を定めることができます。

規制区域が定められるとこの区域内で行われるすべての土地の取り引きについては知事の許可が必要となります。ただし、遺産を受けつぐ場合など（相続、贈与など）は必要ありません。土地を売る人、買う人（貸借する人も同じ）は、土地の売買などの予定価格や利用目的などを明らかにした申請書（用紙は役場にあります）を町長を通じて知事に出さなければなりません。この場合、土地の価格利用目的の問題があるときは許可がでないことになり、許可を受けられなかった場合は、売買などの契約を

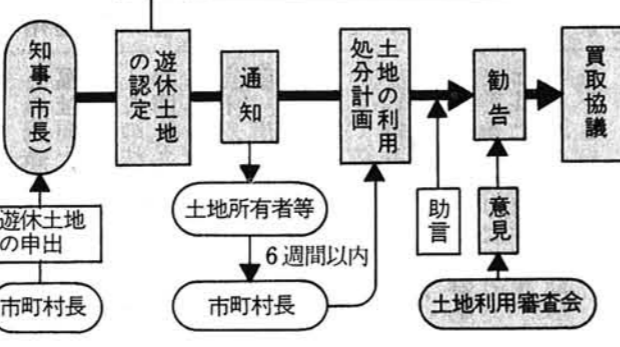
遊んでいる土地の有効利用を

届出及び許可の外に、この法律には使われないで遊んでいる土地（遊休土地といいますが）について、正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。遊休土地とは、届出又は許可をして契約した土地で、その時から三年以上たつても使われないで遊んでいる土地で定められた広さ（届出の場合と同じ広さです）以上のもので、また周囲と比べて遊ばせておくことが住民のために利用を進める必要がある土地をいいます。このような土地がある場合は、知事はみずからまたは町長の申出にもとづいて、これを遊休土地と認め、同時にこのことを、土地の所有者等に通知します。

通知を受けた土地の所有者等は、その土地の利用の方法などの計画（遊休土地に係る計画といいますが）を六週間以内に町長を通じて知事に届け出なければなりません。この計画について、知事は必要に応じて、利用の方法などを変えてもらわなければならない、そのことを所有者等に告知します。所有者等がきき入れないときは、県、町などがその土地の買取りについて所有権等との話し合い（買取り協議といいますが）をすることになっていて所有者等は話し合いに応じなければなりません。この場合土地の価格については所有者等がその土地を取得したときの価格などを参考にして話し合いで定めることになっています。

遊休土地に関する措置

1. 届出を要する面積以上の広がり土地
2. 取得後3年以上経過した土地
3. 利用されていない土地
4. 有効かつ適切な利用を確保すべき土地
5. なお、すでに取得されている遊休土地（昭和44年1月1日以降に取得されたもの）についても、この法律の施行の日から2年以内に限り遊休土地である旨通知することができる



円以下の罰金。届出をしないで土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについての計画を届け出なかった人、または偽りの届出をした者については、六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金。届出をしてから六週間以内に契約した人は二十万円以下の罰金となります。

また、違反行為をした人が法人の代表者または人の代理人の場合は、その者のほかに法人または人に対しても罰金というように関係者も罰せられます。

土地対策のかなめ 国土利用計画法が施行

土地の取り引きに届け出を

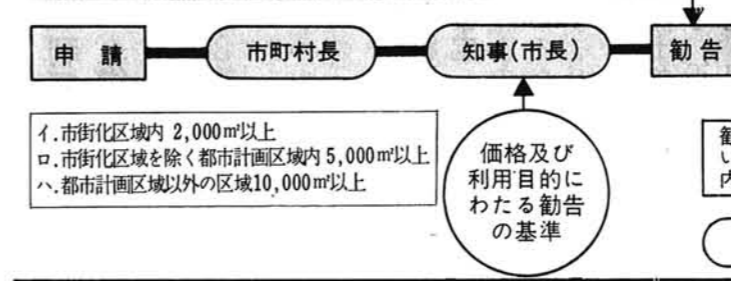
この法律の施行により、決められた広さ以上の土地の売買などの契約（予約のときとか、代金を払って使ったり借りるときも同じ）をするときは、その六週間前までに、売る人も買う人も（貸借する人も同じ）も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書（用紙は役場にあり）を町長を経由して知事に提出しなければなりません。この届出をしないと土地の売買ができません。届出を必要とする面積は次の通りです。

- ★都市計画法の市街化区域以外の区域 五千平方メートル以上
 - ★その他法適用のない区域 一万平方メートル以上
- その他、開発業者が多数の小規模土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取り引き面積がこの基準面積以下でも、まとめるとこの基準面積以上の場合には届出が必要と認められます。（一団の土地と認定）それと何年かに分けて分譲するが一年分だけでは基準面積に達しない、しかし後年分を合わせると基準面積に達するというときにも届出が必要と認められます。

このような分譲には事前届出制度がありますから、これを利用して結構です。届け出面積は、実測を基準としているので、契約のとき登記簿上は達しないが実測したときには基準より出るといようなことが予想される場合は届出してください。また、二つの区域にまたがっている土地の契約をしようとするとき、一つ一つでは基準面積以下であるが、合わせると、この基準面積を上廻るといふときにも、やはり届出が必要と認められます。

この勧告がきき入れられない場合、知事は、売買をした人が正しい土地利用や適正な土地価格の維持を協力しなかつたことを、県や町の公報等を利用して公表することにします。

土地の売買に関する届出のしくみ



有効利用と地価安定へ 国土の全てに届け出制

三十七万平方メートルの日本の国土は、私たちにとって生活や生産の共通の基盤です。私たちは狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を十二分に生かして生活を営み、文化と国民性をはぐくんできました。最近の十数年間、わが国の経済はめざましい発展をした反面今日では、住宅難、交通地獄、公害などの都市問題、農山漁村における過疎問題、無秩序な宅地造成などによる自然環境破壊、投機的取り引きによる地価上昇と、国土の利用面においてさまざまな混乱が生じております。都市でも、農村でも、生活の場として、豊かで住みよい生活環境を確保するためには、そのようななかたよった国土の利用を是正し、国土の均衡ある発展をはかる必要があるところから、国土利用の計画と規制の両面を骨子とした「国土利用計画法」が制定され、施行されました。

- イ. 市街化区域内 2,000㎡以上
- ロ. 市街化区域を除く都市計画区域内 5,000㎡以上
- ハ. 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

この勧告がきき入れられない場合、知事は、売買をした人が正しい土地利用や適正な土地価格の維持を協力しなかつたことを、県や町の公報等を利用して公表することにします。